

## 第 2 期 入間市国民健康保険データヘルス計画の策定について

国民健康保険法第 8 2 条第 5 項の規定により、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」による「保険者は、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画(保健事業の実施計画)を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこと。」に基づき、平成 2 8 年 3 月に入間市国民健康保険データヘルス計画を策定しました。

当該計画の計画年度は、国の第 2 期医療費適正化計画の最終年度が平成 2 9 年度であり、平成 3 0 年度からの新たな医療費適正化計画との整合性を図る必要があることから、平成 2 8 ・ 2 9 年度の 2 か年としました。

今年度末で、当該計画期間の終了を迎えることから、平成 3 0 年度からの第 2 期計画を今年度、策定するものです。

計画については、特定健康診査結果及び K D B システムの情報を活用したデータ分析を行い、データによる地域の特性等を見極め、これまで行ってきた保健事業の再評価をするとともに、保健事業の見直しを図りながら策定いたします。

なお現在、保健事業に係る計画が計画年度の違いなどから、次の 3 つに分かれています。平成 3 0 年度からはこの 3 つの計画を統合し、データヘルス計画にまとめます。

### ○ 3 つの計画

- ・ 入間市国民健康保険保健事業実施計画 (単年度)
- ・ 入間市国民健康保険データヘルス計画 (H 2 8 ~ H 2 9)
- ・ 第 2 期 入間市特定健康診査等実施計画 (H 2 5 ~ H 2 9)

### ○ 今後のスケジュール (予定)

- ・ ~ 1 2 月 データ分析、保健事業の検証
- ・ 1 月 ~ 2 月 計画書 (案) の作成
- ・ 3 月 計画の決定
- ・ 4 月 計画の実施

※ 計画書の策定にあたっては、その内容について、埼玉県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の支援を受けます。

### ○ 計画年度

平成 3 0 年度 ~ 平成 3 5 年度の 6 か年

※ 国の第 3 期医療費適正化計画の計画年度と整合性を図るため。